

社会福祉法人 京都市上京区社会福祉協議会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市上京区社会福祉協議会（以下「上京区社協」という。）定款第25条の規定に基づき、役員に対する報酬について定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第18条に規定する監事とする。ただし、財務担当監事のみを支給する。

(支給金額)

第3条 役員に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、税抜年額50,000円を支給する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 3月30日から一部改正して施行し、平成26年 4月 1日に遡及して適用する。

この規程は、平成29年 1月24日から一部改正する。